



一般廃棄物の適正処理の推進について

環境省

環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

**一般廃棄物の適正処理の推進に当たっては、
何よりも一般廃棄物処理計画の適正な策定及び
運用の徹底が不可欠**

【廃棄物処理法（抜粋）】

第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第6条の2第1項

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

1. 平成20年6月19日付け廃棄物対策課長 通知及び平成26年10月8日付け廃棄物・ リサイクル対策部長通知

平成20年6月19日付け環廃対発
第 080619001号廃棄物対策課長
通知についてのポイント

1. 環境保全の重要性
2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格
3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

1. 環境保全の重要性

■ 廃棄物処理法の目的

- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上

■ 循環型社会は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を基盤として初めて存立しうるもの

■ 第4次循環計画においても、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜

- ・『環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題』



市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸に循環型社会の形成のための施策を推進

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

■ 廃棄物処理法上、市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な処理責任を有する。

・廃棄物処理法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物の適正な処理について規定している法律である。

・廃棄物は、不要であるために自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物処理法による適切な管理下に置くことが必要である。

⇒市町村の統括的な処理責任の下、生活環境保全上支障が生じないよう、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理されることとし、市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は市町村が有する。

■ 市町村が委託により一般廃棄物を処理する場合の考え方についても記載。



市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重い。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

- 廃棄物処理法に基づき、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。
- 市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならない、その基本となるのが一般廃棄物処理計画である。
- ごみ排出量の減少傾向、環境保全の重要性等を踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底

平成26年10月8日付け環廃対発
第1410081号廃棄物・リサイクル対策
部長通知についてのポイント

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格
2. 最高裁判決（平成26年1月28日「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」）の趣旨

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法の目的及び趣意の概要を記述した6.19通知で周知したように、

■ 廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

■ 結果的に受託者による適正な処理の確保がなされなければ、委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生防止のために必要な措置を講ずる必要。



市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことを、
改めて部長通知により都道府県知事・政令市長宛て通知

訴訟の概要について

- 損害賠償(住民訴訟)請求事件。
- 住民が地方自治法(以下「地自法」という。)242条の2第1項4号(住民監査請求)に基づき提起した住民訴訟であり、原告らは、市が平成16年ないし平成18年の各年度に締結した塵芥収集運搬業務委託契約は、いずれも地自法234条2項に違反する随意契約であるなどと主張して、被告に対し契約締結時の当該市長であった者に対し不法行為による損害賠償金の支払を請求するよう求めた事案。

(参考)地方自治法第234条

- 1 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 ～ 6(略)

■すなわち、廃掃法及び同法施行令が、前示のとおり、一般廃棄物の適正な処理は、住民が衛生的な環境下において健康で文化的な生活を営むために極めて重要な意味を持つことから、その確実な履行を最優先に位置付け、委託料の低廉化という要請を後退させているため、価格の低廉性を重要な要素と位置付ける一般競争入札によっては、その趣旨の実現を図ることは困難であるといえることができる。

なお、地自法施行令167条の10の2の規定は、指名競争入札の場合にも準用されている(167条の13)が、これによることも、一般競争入札の場合と同様の理由により廃掃法及び廃掃法施行令の趣旨とは相容れないというべきである。

(参考)地方自治法施行令第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするすることができる。

2. 最高裁判決の趣旨(その1)

平成26年1月28日最高裁判決の考え方

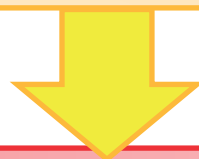
■平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

(補足) 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある」

※市町村内で許可の対象区域を定めるか否かは当該市町村の判断(法7条11項参照)

2. 最高裁判決の趣旨(その2)

- 仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに、一般廃棄物処理業の新規許可又は許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可等は取り消される可能性がある。
- 新たな許可処分のみに限定されるものではないことに注意。
- 当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったもの。



一般廃棄物処理を委託又は許可において行う場合も含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をお願いしたい。

一般廃棄物処理業者（委託・許可業者）の在り方

■一般廃棄物処理業は住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があることから、市町村がその処理責任を果たしていくことに加え、一般廃棄物処理業の担い手である委託業者・許可業者においても、



- 環境関連法令、労働関係法令の遵守はもとより、事業継続計画（BCP）の策定等の取組が求められる。
- これらの取組に加え、更にエコアクション21の認証登録等の努力や地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい。

2. 事業系廃棄物の取扱い等について

- (1) 事業系廃棄物の取扱いについて
- (2) 許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について
- (3) 排出事業者責任の徹底について

(1) 事業系廃棄物の取扱いについて

一般廃棄物と産業廃棄物について (廃棄物処理法上の規定)

廃棄物処理法

■ 第2条第2項

この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

■ 第2条第4項

この法律において「産業廃棄物」とは次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物(20種類)

一般廃棄物と産業廃棄物の区分の趣旨(その1)

■廃棄物処理法の制定経緯は、当時、経済社会活動の拡大に伴い、膨大な産業由来の廃棄物が排出されるようになり、環境の汚染をもたらすようになってきたことから、汚染者負担の責任を明確にし、廃棄物の処理体系を整備するものであった。

■そのため、一般廃棄物及び産業廃棄物については、

- 1) 人の日常生活の中から排出されるもの、及び事業活動に伴って生じた廃棄物であっても市町村による処理可能なものとして、市町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理される一般廃棄物
 - 2) 事業活動に伴って排出され、量的又は質的に環境汚染源として問題とされるものからなる、排出事業者の処理責任の下、処理される産業廃棄物
- という趣旨を踏まえ区分されている。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分の趣旨(その2)

- 処理責任に着目した廃棄物の区分の在り方については、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ(平成14年3月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会)」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)(平成14年11月、中央環境審議会)」において整理。
- 同意見具申では、事業系廃棄物のうち、その性状、排出量、処理困難性等の問題から市町村責任の下で処理が円滑に行われているとはいえないものについて個々に産業廃棄物へ振り分けた上で、それ以外の事業系一般廃棄物について、市町村の処理責任の下に整理。

事業者の責任について

- 産業廃棄物として事業者が処理する場合には、廃棄物処理法に基づき、排出事業者の処理責任の下、
 - ・委託基準の遵守、マニフェストの交付、書面の契約等
 - ・排出事業者は、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める等、数次にわたる法改正で厳格な対応を求めているところである。
- 事業系一般廃棄物として事業者が処理する場合には、廃棄物処理法に基づき、市町村の統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理することを求めているところである。

事業系廃棄物の取扱いについて(その1)

■市町村は事業系廃棄物の取扱いについて、一般廃棄物又は産業廃棄物とする解釈について、その区分の趣旨に照らして、適切に運用されるべきものである。

その際には、下記のような観点が重要であり、**適正処理の確保が前提**である。

- ・産業廃棄物と一般廃棄物の**処理責任の相違**
- ・産業廃棄物処理と一般廃棄物処理に係る**規制の相違**
- ・産業廃棄物処理に係る都道府県(又は政令市)と一般廃棄物処理に係る市町村が**綿密に連携した事業者に対する十分な周知、適正処理の確保**



市町村が、事業系廃棄物の取扱いについて、一般廃棄物又は産業廃棄物とする解釈を変更する場合には、産業廃棄物の適正処理に努めることとされている都道府県に相談した上で、排出事業者への周知を徹底する必要がある。

事業系廃棄物の取扱いについて(その2)

■前記の観点を踏まえ、一般廃棄物処理計画に基づく市町村の一般廃棄物処理体制のみならず、産業廃棄物処理体制を確保していくことが重要である。

■特に、

- ・事業系廃棄物には、腐敗性の固形・液体廃棄物と渾然一体となって排出される場合があるが、このようなものは、完全に分別することが困難であることや、公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されるべきものであることから、通常事業系一般廃棄物として扱われているものと考えられる。
- ・小規模事業場や個人商店等の事業所から排出され、可燃ごみ等として扱われてきた少量の廃プラスチック等の廃棄物を産業廃棄物として扱う場合には、これらの小規模事業者に対して、排出事業者責任に基づく産業廃棄物の様々な規制が掛かることに留意する必要がある。

(2) 許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について

■一般廃棄物収集運搬業の許可を受けずに、学校法人の子会社等が学校法人から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市町村の一般廃棄物の処理施設まで運搬した事案

■市町村が、再三是正するよう指導したにもかかわらず、指導に従わなかった。

⇒一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない。

■平成28年1月20日通知により、自治体に周知

- ・廃棄物処理法等の遵守について、一般廃棄物の排出事業者への周知徹底及び適切な指導
- ・類似の事案への厳正な対処

(3) 排出事業者責任の徹底について

- ① 平成29年3月21日付け廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」(3. 21通知)**
- ② 平成29年6月20日付け産業廃棄物課長通知「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」(排出事業者向けチェックリスト)**

①平成29年3月21日付け

廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」(3. 21通知)のポイント

1. 背景(前文)

- 廃棄物処理法における規定と不適正処理事案の発生
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について(答申)
- 廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)

2. 排出事業者責任とその重要性について

3. 規制権限の及ばない第三者について

廃棄物処理法における規定と 不適正処理事案の発生

■廃棄物処理法における排出事業者責任についての規定

➤ 廃棄物処理法第3条第1項

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」

→排出事業者責任を規定

➤ 排出事業者責任の強化

- ・ 委託基準・再委託基準の順次強化
- ・ 産業廃棄物管理票の全面義務化等

■不適正処理事案の発生

- ・ 建設廃棄物の不適正処理事案(平成28年1月判明)
- ・ 食品廃棄物の不適正転売事案(平成28年1月判明)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について(答申)(平成28年9月)

- 排出事業者責任について、食品関連事業者(食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者)による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性
 - 「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要
 - 「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない(中略)第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」
 - 「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」

廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)

平成29年2月

- 「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」
- 「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」

1. 排出事業者責任とその重要性について

- 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。
- 排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

2. 規制権限の及ばない第三者について

➤ 平成11年通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」

第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない旨周知。

➤ 排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容(委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等)は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

2. 規制権限の及ばない第三者について

- これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。
- 以上のように、廃棄物処理における**排出事業者の責任は極めて重いもの**であり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。



都道府県、市町村だけでなく、排出事業者、廃棄物処理業者にも周知

②排出事業者向けチェックリスト(H29.6.20 通知)

1. 目的

- ・汚染者負担の原則により、廃棄物処理法上、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有している（**排出事業者責任**）。
- ・処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任がある。この場合、廃棄物処理市場の特性から、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすい。しかし、**適正な処理には、相応の費用**がかかる。
- ・不適正な処理を行う処理業者に委託していたことが明らかになれば、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として**社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要**がある。
- ・そこで、産業廃棄物の排出事業者は、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき措置を整理する。

2. チェックリストの内容

時点	チェック内容
排出時	・廃棄物該当性 ・廃棄物の分別（産廃か一廃か、産業廃棄物の種類 など）
保管	・保管基準の遵守（囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透等防止措置 など）
委託処理 【廃棄物引渡し前】	・委託先の要件（許可の有無、優良認定の考慮） ・委託基準の遵守（適正な委託契約の内容、適正な対価、添付書面など）
【廃棄物引渡し時】	・紙マニフェストの適正な交付（交付状況や記載事項など）又は電子マニフェストの適正な登録
【廃棄物引渡し後】	・処理状況の確認（実地確認、情報確認など）
【処理終了時】	・紙マニフェスト又は電子マニフェストの適正な確認（処理終了確認や記載事項など）
その他	・自己処理（施設許可、帳簿等） ・多量排出事業者（計画書や報告書）

3. 平成30年6月22日付け廃棄物適正処理推進 課長・廃棄物規制課長通知 「建築物の解体時等における残置物の取扱いに ついて」

平成30年6月22日付け廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知 「建築物の解体時等における残置物の 取扱いについて」のポイント

1. 残置物の処理責任の所在
2. 残置物の適正な処理を確保するための方策
3. 事例等の周知

1. 残置物の処理責任の所在

- 建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。
- 一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(残置物)については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策

■残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。



一般廃棄物に該当する残置物については、一般廃棄物処理計画に沿った処理方法(市町村による収集、一般廃棄物処理業者による処理等)を示すなど、適正な処理が実施されるよう都道府県・市町村が周知・指導する必要。

2. 残置物の適正な処理を確保するための方策

■市町村は、建築物の所有者等による適正な処理が行われない場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、一般廃棄物の適正な処理をすることが必要。

■残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者にあつては産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならない。

※市町村は、廃棄物処理法第7条第5項各号又は第10項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならないことに留意。

※その他、一般廃棄物処理施設の設置についての特例等についても記載。

■リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合も同様。

3. 事例等の周知

- 通知とあわせて以下の参考資料についても周知。
- 残置物の取扱いについて、地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例として、岐阜県における施主・建設元請向けリーフレット
- 環境省が作成した残置物の取扱いに関する周知用リーフレット

別紙 1

御施主(家主)・建設元請のみなさまへ

岐阜県土木建築解体事業協同組合
岐阜県解体・建築事業協同組合
岐阜県清掃事業協同組合

**家屋等建築物の解体・リフォーム工事の前に
『残置物(不要家財)』の
処分が必要です。**

建築物解体・リフォームに伴う廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

解体・リフォームする家屋等に残された残置物(不要家財)は「一般廃棄物」、解体・リフォーム工事によって取り壊されたものは「産業廃棄物」と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められています。

この法律では、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」それぞれの処理方法を明確に区分しており、「一般廃棄物」については、市町村もしくは市町村が許可した業者が、「産業廃棄物」については、岐阜県の許可した業者が取り扱うことができます。

※対象箇所とは…
建築物解体・リフォーム時に当該建築物の所有者等が所有した廃棄物(不要家財など)のことをいいます。一般家屋の解体・リフォームから発生する残置物(不要家財)は一般廃棄物となります。事務所等の解体・リフォームから発生する残置物は産業廃棄物の性状により、一般廃棄物もしくは産業廃棄物となります。(平成28年8月3日環境省通知)

別紙 2

解体工事等を発注する建築物の所有者等・建設工事元請等のみなさまへ

残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等(「残置物」と言います)は、解体・リフォーム工事の前に、**残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。**

家屋の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆家屋の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、市町村の指定する方法で処理をお願いします。
- ◆解体業者、不用品回収業者など、市町村の一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者(※1)が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています(※2)。

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。
※2 罰則: 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科

 市町村の指定する方法

 解体業者、不用品回収業者等(一般廃棄物処理業の許可なし)が回収

事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

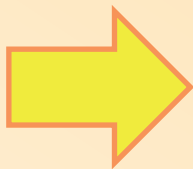
- ◆事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理をお願いします。
- 一般廃棄物: 一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を委託した業者
- 産業廃棄物: 産業廃棄物処理の許可業者
- ◆建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています(※3)。

※3 罰則: 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

4. 遺品整理等に伴って発生する廃棄物の 取扱いについて

遺品整理等に伴って発生する廃棄物の取扱いについて

- 一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは一般廃棄物。
- 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者ができる業務は、依頼を受けた家庭の敷地内で、遺品を整理するところまで。
- 廃棄する遺品を敷地外へ運搬する必要がある場合には、必ず、排出者（遺品整理の依頼者）に依頼して指定の収集日に出してもらうか、排出者から直接一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すること。
- 一般廃棄物収集運搬許可には、収集できる区域や生活環境の保全上必要な条件が付されることがある。
- 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者が自ら運搬することは、廃棄物処理法違反で罰せられるため注意すること。



家庭から排出される一般廃棄物である遺品は、例えば
○産業廃棄物の収集運搬業許可
○事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可
では**運搬はできない**ことに注意。



ご静聴ありがとうございました。